

阿南工業高等専門学校参与会規則

(平成16年4月1日)

(規則 第3号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、阿南工業高等専門学校参与会（以下「参与会」という。）を置く。

(任務)

第2条 参与会は校長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び校長に対して助言を行う。

- (1) 本校の教育研究に関する重要事項
- (2) 本校の管理・運営に関する重要事項
- (3) 本校の地域連携に関する重要事項
- (4) その他本校に関する重要事項

(組織)

第3条 参与会は、校長が委嘱する学外の有識者で組織する。

(任期)

第4条 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、参与に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 参与会に、会長を置き、校長が指名する。

2 会長に支障があるときは、校長が指名する参与がその職務を代行する。

(運営)

第6条 参与会の会議は、校長が招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めたときは、参与以外の者を前条の会議に出席を求める意見を聞くことができる。

(代理出席者の出席)

第8条 第3条の参与は、やむを得ない理由により参与会に出席できないときは、当該参与があらかじめ指名した代理者を、委員会に出席させることができる。

(事務)

第9条 参与会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年1月14日から施行する。